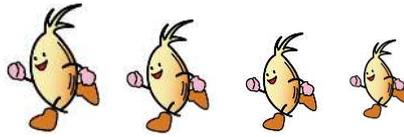


令和7年1月31日（金）

報道発表



団体名：東三河広域連合

担当者：消費生活課

課長補佐 夏目 智弘

問合せ先：0532-51-2553

件名：脱毛エステのトラブルに注意してください！ 『HSN station 最近の相談※』

東三河広域連合では、域内8市町村に消費生活センター・相談室を設置し、国家資格を有した消費生活相談員が月～金曜日の9時～16時30分、様々な消費生活相談に応じています。

困ったときは、早めにお近くの消費生活センターにご相談ください。

【事例：脱毛サロンの倒産による影響について】

3カ月前に脱毛サロンで、役務提供期間が1年間で、全8回の全身脱毛を38万円で契約し、代金は信販会社と分割払い契約をした。2回施術を受けたところで脱毛サロンが倒産したことを知った。分割払いの請求は続いているが、未施術分の支払いはしたくない。（50代・女性）

■破産管財人が出しているQ&Aを見ると、信販会社への支払いについては、支払い停止の抗弁権を主張するよう記載されていることを情報提供し、信販会社に申し出るよう助言した。

【留意点と対策】

脱毛エステ契約では、倒産や自己都合による中途解約の相談が多く寄せられます。

○法的に破産手続きが開始された場合、事業者の財産は破産管財人（弁護士）の管理下に置かれ、消費者は「債権者届」を破産管財人に提出することで債権者名簿に登録され、精算配当を待つこととなります。

○役務提供期間内で、未施術回数や代金の分割払いが残っている場合は、信販会社に以降の支払いの停止を求める抗弁を主張できますが、既払い金の返還は主張できません。
※クレジットカード利用の場合も同じ。

○役務提供期間が1か月を超え、かつ契約金額が5万円を超える契約は、中途解約ができますが、その場合でも法律で定められた上限の違約金と施術済みの代金を支払う必要があります。

○長期にわたって施術を受けられると謳うケースも散見されますが、「有償」で施術を受けられる期間・回数と「無償」で施術を受けられる期間・回数に分けられ、中途解約の精算対象となるのは、原則、「有償」部分で「無償」部分は対象外となります。

○施術回数無制限と謳う契約では、期間全体から見ると「有償」部分は少なく、「無償」部分が多く占める契約になっている場合があります。

<対策ポイント>

- （1）長期契約は、「途中で解約しなければならないことがある」、「エステ店が倒産するかもしれない」といったことを想定し、慎重に検討しましょう。
- （2）長期契約が心配な時は、都度払いができるコースやエステ店を選択しましょう。
- （3）必ず契約書で「有償」の期間・施術回数、単価を確認しましょう。
- （4）分割払い契約では、支払の期間・回数・総額を確認しましょう。

※HSN station とは…東三河広域連合消費生活センター相談ニュースの頭文字から命名。